

単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び同法第 30 条第 1 項の規定に基づき行う単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 格付の表示の様式

2.1 造作用単板積層材

格付の表示の様式は図 1 とし、次の a) から e) までのとおりとする。

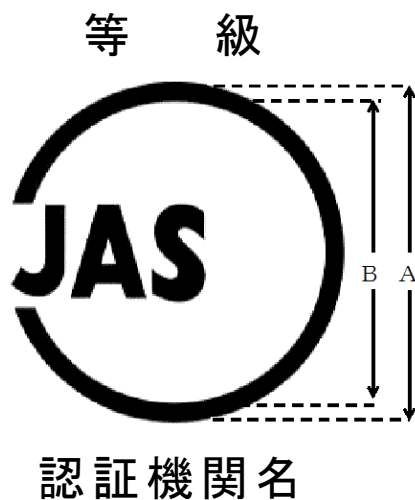
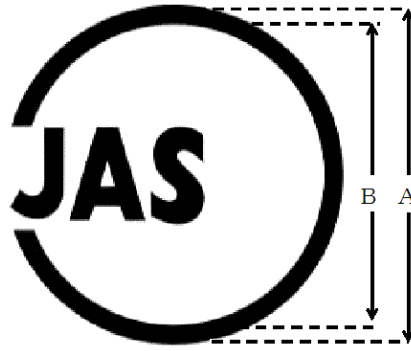


図 1—造作用単板積層材の格付の表示の様式

- a) A は 20 mm 以上とし、B は A の 9/10 としなければならない。
- b) JAS の文字の高さは、A の 3/10 としなければならない。
- c) 等級を表す文字の高さは、A の 1/5 としなければならない。
- d) 等級は、1 等又は 2 等の別を記載しなければならない。ただし、表面に化粧加工を施したものにあっては、等級の表示を省略する。
- e) 認証機関名は、略称を記載することができる。

2.2 構造用単板積層材

格付の表示の様式は図 2 とし、次の a) から c) までのとおりとする。



認証機関名

図2—構造用単板積層材の格付の表示の様式

- a) Aは、20mm以上とし、BはAの9/10としなければならない。
- b) JASの文字の高さは、Aの3/10としなければならない。
- c) 認証機関名は、略称を記載することができる。

3 格付の表示の方法

格付の都度、各枚、各本又は各こりごとに、見やすい箇所に貼付し、又は押印しなければならない。

制定等の履歴

制 定：昭和 63 年 10 月 11 日農林水産省告示第 1598 号
一部改正：平成 12 年 6 月 9 日農林水産省告示第 823 号
一部改正：平成 17 年 12 月 27 日農林水産省告示第 1999 号
一部改正：平成 20 年 5 月 13 日農林水産省告示第 702 号
一部改正：平成 25 年 11 月 12 日農林水産省告示第 2782 号
一部改正：平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 686 号
最終改正：令和 2 年 6 月 1 日農林水産省告示第 1063 号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和 2 年 6 月 1 日農林水産省告示第 1063 号

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 2 年 9 月 29 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 2 年 6 月 1 日農林水産省告示第 1062 号（単板積層材の日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合における単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例による。